

令和8年度第1期定期監査（財務等監査）実施計画

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査（財務等監査）

2 監査の対象

（1）対象部署

政策企画部、福祉部、西蒲区役所及び各業務の関係部署

（2）対象事務

令和7年4月から令和8年1月末までの期間に執行された令和7年度の事務事業（前年度に執行された契約準備行為等の事務を含む）を対象とする。

なお、必要があると認められる場合は、対象期間を延長又は過年度遡及する。

3 監査の着眼点

監査対象部署ごとのリスクを識別し、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、以下の着眼点により監査を実施する。

（1）重点事項

ア 支出事務において、支払漏れや支払遅延など、適正ではない事務処理が発生していないか。

イ 財産管理事務において、使用料の徴収等が適正に行われているか。

（2）共通事項

ア 事務事業の執行において、合规性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

イ 事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

（3）収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

（4）支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

（5）契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

（6）財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

4 監査の主な実施手続

監査対象部署に関係書類の提出を求め、書類調査及び実地調査を行い、関係職員にヒアリングを行う。

なお、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手するため、実査、証憑突合、計算突合、質問等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案してこれらを組み合わせる等により、実施手続として適用する。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象部署の執務室等

(2) 日程（予定）

- ア 実施通知 令和8年2月2日
- イ 実施期間 令和8年2月12日～令和8年6月下旬
- ウ 監査委員ヒアリング 令和8年4月中旬（2日間）
- エ 中間報告 令和8年6月上旬
- オ 監査対象部署への講評及び監査委員復命 令和8年6月下旬

6 監査の担当者及び事務分担

対象部署	担当
政策企画部	1班
福祉部	2班
西蒲区役所	1班・3班

※ 監査体制（担当）について

一般会計等担当を1班、公営企業会計担当を2班、工事担当を3班として、監査対象部署の業務量等を基準に、各班に担当する部署を割り当てる。

なお、監査の進捗状況や対象部署の業務量の変化によっては、適宜、人員の再配置を行う。